

第73回 制度政策委員会 議事次第

日本商品先物振興協会

日 時 平成20年 7 月 10日 (木) 14:00～

場 所 先物協会会議室

議 題

1. 受託業務に係る規制の見直しについて
2. 商品取引員の業態の多様化について
2. その他

以 上

取次等業態の多様化に係る取組 (案)

1. 7月中に課題の項目整理をする。
2. 取次、受託、清算のステージ別に具体的に項目を整理する。
3. 取引システム会社（アウトソーサー）における課題を意見聴取する。
4. 取次業への転換意向の社と取次受託意向の社との仲介業務への取組
協会相談窓口の設置(別紙参照)
取次受託意向の社の公表の可否を当該社に確認
取次業協議会の設置
5. 現状と改正の方向の対比
(8月中に、具体的な要望事項としてとりまとめる。(J C C Hとの共同作業)
(「現状はこのようになっているので、これを、このように改正する。」)
 - 取次契約・清算引受契約等において解決させる事項例
 - ① 財務内容の開示
 - ② 取次手数料について合意
 - ③ 担保の提供(建玉数等対応)、保証金の預託
 - ④ 取引証拠金(直接預託、差し替え預託、現金比率)
 - ⑤ 法令順守体制の整備状況(監査の受け入れ等)
 - ⑥ 取引注文の執行状況に係る報告(清算引受の場合)
 - *取次契約や清算引受に係る契約サンプルの作成、標準化
 - J C C Hの業務方法書等で手当てする事項
 - ① 取次業者の違約時における責任の所在
 - ② 取次業者の分離保管義務違反等法令違反への責任範囲
 - ③ 制度面における受託者の責任範囲の明確化
 - ④ 取引証拠金に係る金利の帰属
 - 取引所業務規程、準則上で手当てする事項
 - ① 取次業者の違約時における責任の所在
 - ② 取次業者の分離保管義務違反等法令違反への責任範囲
 - ③ 制度面における受託者の責任範囲の明確化
 - ④ 取引証拠金等に係る金利の帰属

➤ 法令で手当とする事項

- ① 取次業者の違約時における責任の所在
- ② 取次業者の分離保管義務違反等法令違反への責任範囲
- ③ 制度面における受託者の責任範囲の明確化

6. 取次業の利便性等についての認識の浸透を図る。

取次業が上場商品すべての取扱ができることについての優位性が認識されていない。

取次受託について、既存商品取引員からの受託を念頭に考える社は、証券会社を取引顧客とする展望が見えていない。悲観論ばかりが先行する現状を社会はどう見るか。